

さいたま市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするのに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年3月5日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野 崎 正

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,434人
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 240,213人
- 3 地方自治法第80条第1項及び同法第86条第1項における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

・ 次の表のとおり

区名	選挙区	3分の1の数
西区	西区	26,506人
北区	北区	42,503人
大宮区	大宮区	35,226人
見沼区	見沼区	46,287人
中央区	中央区	28,980人
桜区	桜区	26,806人
浦和区	浦和区	46,404人
南区	南区	53,195人
緑区	緑区	36,655人
岩槻区	岩槻区	31,341人

選挙管理委員会事務局選挙課

告示期間の期限日（3月19日まで）